RICOH SPACES –データ処理契約書

はじめに

本データ処理契約は、クラウドサブスクリプション規約に組み込まれ、リコーとお客様間のクラウド製品および関連サービスの提供に関する契約(「クラウドサブスクリプション契約」)の一部を構成します。

合意条件

1. 定義および解釈

1.1 本データ処理契約に使用される定義用語は別紙1に記載します。

1.2 特に本データ処理契約で別途定義されていない限り、本データ処理契約で使用される用語は、クラウドサブスクリプション契約における定義用語と同様の意味を有するものとします。

2. 背景

2.1 本データ処理契約に基づき、リコーはお客様に対し、クラウド製品および関連サービスへのアクセスを提供するものとします。これには、関連するクラウド製品およびサービスの提供の一環として、リコーがお客様に代わり個人データを処理することが含まれる場合があります。これには、お客様のお客様や従業員、またはお客様が業務上関係を持つその他の個人に関する個人データの処理が含まれます。

3. 処理内容

3.1 処理の対象事項、処理の期間、処理の性質、処理の目的、個人データの種類、およびデータ主体のカテゴリについては、別紙3に定められています。

3.2 処理に関するデータ管理者の義務および権利は、以下に定められています。

4. 遵守義務

4.1 お客様およびリコーは、それぞれデータ保護規則を遵守し、自社の従業員および/または業務委託先にこれを遵守させるものとします。

4.2 お客様は、データ保護規則において定められた意味におけるデータ管理者として、リコーへのデータの転送の合法性およびデータ処理の合法性に関して、データ保護規則を遵守する責任を単独で負うものとします。

4.3 両当事者は、CCPA、VCDPA、CPA、CTDPA、UCPA、またはMHMDAの対象となる個人情報または個人データの処理は、別紙2に定める条件に従って実施されることを確認し、合意します。

5. 当事者の関係および役割

5.1 本データ処理契約に基づく個人データの処理に関して、当事者は、以下の点を認識し、同意するものとします。

(a) お客様はデータ管理者である。

(b) リコーはデータ処理者である。

6. 責任者・問合せ

6.1 お客様およびリコーは、それぞれ、自社内で個人データおよび本データ処理契約の対象となる処理に関する問い合わせに随時対応する権限を持つ担当者を相手方に通知するものとします。お客様およびリコーは、当該問合せの一切に速やかにかつ合理的に対応するものとします。

7. リコーによる個人データの処理

7.1 リコーは、本データ処理契約に基づく個人データの処理に関して、以下のことを行うものとする

(a) サービス提供のために必要な範囲でのみ個人データを処理し、その際には本データ処理契約およびお客様の書面による指示に従って処理を行います。ただし、法律により別途要求される場合を除きます。お客様は、データ処理に関する指示が本データ処理契約に記載されていることを認識しています。

(b) 法律により、クラウドサブスクリプション契約または本データ処理契約で定められた方法以外で個人データを処理することが求められる場合、リコーはその処理を実施する前にお客様に通知します(ただし、法律が公的利益のためにリコーによる通知を妨げる場合を除きます)。

(c) 処理によって生じるリスクに適したセキュリティレベルを確保するため、技術的および組織的措置を適切に実施し、特に偶発的または不法な破壊、損失、改ざん、無許可の開示、または個人データへの不正アクセスから保護することを保証します。

(d) 認可された担当者のみが個人データにアクセスできるよう、合理的な措置を講じ、個人データにアクセスを許可された者が、個人データに関して必要な機密保持を尊重し維持すること(法的義務がない者に対しては適切な機密保持契約を結ぶことを含む)を確保します。

(e) サービスの提供において、お客様の事前の書面による同意なしにサブプロセッサを採用せず、また、常に第8条に従って行動します。お客様は、別紙3に記載されたサブプロセッサの採用に同意します。

(f) リコーはお客様がデータ保護規則に基づく義務に違反しないよう努めるものとし、違反を助長する行動または違反を放置する不作為を行いません。

(g) リコーは、お客様からの指示がデータ保護規則に違反していると判断した場合、直ちにお客様に通知します。

(h) 本データ処理契約に基づき処理される個人データに関して適用可能な場合、リコーはお客様と協力し、以下を支援します。

(i) データ主体がGDPR第III章に基づく権利を行使しようとするリクエストに応じるお客様の義務をサポートすること、また、リコーが受け取ったお客様のデータ保護規則に基づく書面によるアクセスリクエストをお客様に通知すること。

(ii) GDPR第32条から36条に基づくお客様の義務に関して

(A) 処理のセキュリティを確保すること。

(B) 個人データに関連する違反が発生した場合、関連する監督機関および該当するデータ主体に通知すること。

(C) 処理が個人データの保護に与える影響に関するデータ保護影響評価(DPIA)を実施すること。

(D) DPIAが処理に高いリスクが伴うと示す場合、お客様がリスクを軽減する措置を取る前に監督機関に相談すること。

8. サブプロセッサ

8.1 リコーは、本データ処理契約に関連してリコーの名のもとにサービスを提供するために採用するサブプロセッサが、リコーに対して別紙に記載された条件と同等の条件、またはお客様と合意されたその他の代替条件(「関連条件」)に基づいてのみサービスを提供することを保証します。リコーは、サブプロセッサによる関連条件の履行を確保し、以下についてお客様に直接責任を負うものとします。

(a) サブプロセッサによる関連条件の違反。

(b) サブプロセッサの行為または不作為が原因で、以下のいずれかが発生した場合

(i) リコーが本データ処理契約に違反すること。

(ii) お客様またはリコーがデータ保護規則に違反すること。

8.2 お客様は、別紙3に詳細に記載されたサブプロセッサまたはサブプロセッサのカテゴリの採用に同意します。この許可は、必要に応じて、リコーの下請契約に対するお客様の事前の書面による承諾を構成します。

8.3 リコーは、特定のサブプロセッサに関する変更または一般的な承認の下でサブプロセッサを選定するための基準に関する予定された変更について、少なくとも30日前にお客様に通知します。お客様が新しいサブプロセッサを承認しない場合、お客様は、関連する通知期間の終了前に書面で契約解除の通知を行うことにより、影響を受けたクラウド製品またはサービスに関する契約をペナルティなしで解除することができます。

9. リコーのパフォーマンスの監視

9.1 お客様は、通常の営業時間中のいつでも、本データ処理契約に基づくデータ処理に関連するリコーのデータ保護規則およびその義務のコンプライアンスを監視し、監査する権利を有します。リコーは、監視および監査を行うために合理的に必要なすべてのアクセス、支援、および情報を、お客様に速やかに提供することに同意します。

10. 海外移転・第三者移転

10.1 お客様は、以下のいずれかに関して、お客様から受け取った個人データの移転に同意します。

(a) 英国、スイス、または欧州経済領域(EEA)外への移転

(b) リコーの関連会社を含む第三者への移転で、当該第三者が英国、スイス、または欧州経済領域(EEA)外に所在する場合。

10.2 この承認は、別紙3に記載された通り、英国、スイス、または欧州経済領域（EEA）外への移転に関するお客様の事前の書面による同意を構成します。

10.3 リコーは、個人データを英国、スイス、または欧州経済領域（EEA）外で処理する場合、データ保護規則に従って処理を行うものとします。これには、データ保護規則に基づく十分性規制の対象となる地域での処理や、データ保護規則に基づく有効な越境移転メカニズムに基づく処理が含まれ、個人のプライバシー権に関して十分な保護が確保されるよう適切な保障措置が講じられます。

11. サービスの完了

11.1 リコーは、本サービスの完了と同時に、本データ処理契約に基づき処理されたすべての個人データ(コピーを含む)を削除します。ただし、個人データのコピーをリコーが保持することが法律で義務付けられている場合はこの限りではありません。

12. 紛争

12.1 以下の文書間に矛盾または不一致が生じた場合、優先順位は次の通りとなります。

(a) 標準契約条項における適用される条件

(b) 本データ処理契約の条件

(c) クラウドサブスクリプション契約の条件

(d) リコーのプライバシーポリシー

別紙1

定義および解釈

1. 定義

本データ処理契約において、以下に定める用語は、以下の意味を有する:

データ保護規則	クラウドサブスクリプション契約に基づきまたはクラウドサブスクリプション契約に関連して処理される個人データに適用されるすべての法律 • プライバシーおよび電子通信指令 2002/58/EC、GDPR、2018年データ保護法、および上記のいずれかを実施または補足する他のすべての国内法、ならびに監督当局により発行されるすべての関連する行動規範および他の拘束力のある指導; • CCPA • VCDPA • CPA • CTDPA • MHMDA • UCPA • 個人情報保護法 すべて、改正され、再制定され、または置き換えられたものを含み、適用される時点で効力を持つもの。
DPIA	上記7.1(h)(ii)(C)項に定義;
CCPA	2020年カリフォルニア州プライバシー権法により改正された2018年カリフォルニア州消費者プライバシー法
VCDPA	バージニア州消費者データ保護法
CPA	コロラド州プライバシー法
CTDPA	コネチカット州データプライバシー法
MHMDADA	ワシントン州マイ・ヘルス・マイ・データ法
UCPA	ユタ州消費者プライバシー法
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（2003/5/30日本国制定）
GDPR	一般データ保護規則（GDPR）2016/679
関連条件	本データ処理契約第8.1条に定義されます。
サービス	クラウドサブスクリプション契約に基づき提供されるクラウド製品および関連サービス

2. 解釈

本データ処理契約において、「個人データ」、「データ管理者」、「データ処理者」、「処理」および「監督機関」という用語は、データ保護規則における意味と同様の意味を有するものとします。

別紙2

米国プライバシー法の附則

本米国プライバシー法の附則（「附則」）は、データ処理契約を補完し、各法令に基づき、CCPA、VCDPA、CPA、CTDPA、UCPA、およびMHMDAにより要求される追加情報を含み、これらは随時更新、改正または置き換えられるものとします。本データ処理契約の別紙2で定義されていない用語は、データ処理契約および/または本契約において定められた意味を有するものとします。

A. カリフォルニア

1. 定義

1.1 本セクション A の目的において、以下の用語は、CCPA において定められた意味を有するものとします。

「ビジネス」、「ビジネス目的」、「商業目的」、「消費者」、「個人情報」、「処理」、「販売」、「サービス提供者」、「共有」、および「確認可能な消費者のリクエスト」。

1.2 データ処理契約における「個人データ」、「管理者」、「処理者」、「データ主体」へのすべての言及は、CCPA で定義されたそれぞれ「個人情報」、「ビジネス」、「サービス提供者」、「消費者」への言及とみなされるものとします。

2. 義務

2.1 両当事者は、リコーが CCPA の目的においてサービス提供者であることを認め、同意します（適用される範囲で）。リコーは、クラウドサブスクリプション契約に基づきサービスを提供するために、お客様から個人情報を受け取っており、これはビジネス目的に該当します。

2.2 お客様は、本データ処理契約の別紙 3 に記載された限定されかつ指定された目的のためにのみ、リコーに個人情報を開示するものとします。

2.3 リコーは、本契約に基づきお客様から提供された個人情報を販売または共有してはならないものとします。

2.4 リコーは、クラウドサブスクリプション契約に基づきお客様から提供された個人情報を、クラウドサブスクリプション契約に基づきお客様のためにサービスを提供するという特定の目的のために必要な場合またはクラウドサブスクリプション契約に別段の定めがある場合もしくは CCPA の許可を受けた場合を除き、商業目的を含むいかなる目的にも保持、使用、または開示しないものとします。

2.5 リコーは、クラウドサブスクリプション契約に基づきお客様から提供された個人情報を、CCPA の許可のある場合を除き、リコーとお客様との直接の取引関係の範囲外で、保持、使用、開示してはならないものとします。

2.6 リコーは、CCPA に基づく義務を履行できなくなったと判断した場合、お客様に通知するものとします。

2.7 リコーは、お客様からまたはお客様に代わって受領した個人情報を、第三者からまたは第三者に代わって受領した個人情報、またはリコーが消費者とのやり取りを通じて収集した個人情報と結合しないものとします。

2.8 リコーは、クラウドサブスクリプション契約に基づきお客様から提供された個人情報に対し、CCPA で要求されるプライバシー保護の水準を提供することを含め、CCPA においてサービス提供者に適用されるすべての義務を遵守するものとします。

2.9 リコーは、クラウドサブスクリプション契約に基づきお客様へのサービス提供を支援するために新たなサブプロセッサを採用する場合、データ処理契約の第8条に従ってこれを行うものとし、これには以下が含まれますが、これらに限定されません。

(i) データ処理契約の第4.1条に記載された通知手段を通じて、サブプロセッサにお客様の個人情報へのアクセスを許可する少なくとも30日前に、お客様へ当該採用について通知すること。

(ii) サブプロセッサと書面による契約を締結し、CCPAに定められたすべての適用要件を遵守させること。

3. 消費者の権利

3.1 リコーは、データ処理契約書第 7 条に定める CCPA に基づく消費者の権利を行使するために、検証可能な消費者要請に対するお客様の対応を支援するものとします。

4. 監査および是正の権利

4.1 CCPA が要求する範囲において、リコーは、お客様がデータ処理契約書第 9.1 条に基づき検査または監査を実施することを認めるものとします。

4.2 お客様が、リコーが個人情報を無断で処理していると判断した場合、お客様は、リコーの処理の性質およびお客様に代わってリコーが処理する個人情報の性質を考慮し、当該無断処理を停止し、修正するための商業的に合理的かつ適切な措置を講じることができます。

B. バージニア

1. 定義

1.1 本セクション B の目的において、以下の用語は、VCDPA において定められた意味を有するものとします。

「消費者」、「コントローラ」、「個人データ」、「処理」および「プロセッサ」。

1.2 本データ処理契約における「データ対象者参照はすべて、VCDPA に定義される「消費者」への参照とみなされるものとします。

2. 義務

2.1 両当事者は、お客様がコントローラであり、リコーが VCDPA の目的のためのプロセッサであること(適用される範囲で)を認識し、これに同意します。

2.2 処理の性質、目的および期間、ならびに個人データの種類および消費者のカテゴリーは、本データ処理契約の別紙 3 に記載されます。

2.3 リコーは、お客様の個人データの処理に関するお客様の指示に従うものとし、お客様が VCDPA に基づく義務を果たすことを支援するものとします。

(a) データ処理契約の第 7 条に定める VCDPA に基づく消費者の権利要求への対応におけるお客様の支援

(b) お客様から提供を受けた個人データに関する情報処理契約第 7 条のセキュリティ関連規定の遵守

(c) 違反が発生した場合、お客様がバージニア州の違反通知法(Va. Code §18.2-186.6)に基づく義務を履行するのに十分な情報を提供すること

(d) お客様が VCDPA が要求する範囲でデータ保護評価を実施し、文書化できるようにするのに十分な情報を提供

2.4 リコーは、お客様から提供された個人データの秘密を保持するとともに、個人データの取扱いを行う者に対し、当該取扱いに関する秘密保持義務を課すことを要求するものとします。

2.5 リコーは、お客様の書面による要求に応じて、データ処理契約第 11 条に基づきお客様から提供されたすべての個人データを削除または返却するものとします。ただし、当該個人データの保持が法律またはデータ処理契約もしくはクラウドサブスクリプション契約により要求または許可される場合はこの限りではありません。

2.6 リコーがクラウドサブスクリプション契約に基づきお客様へのサービス提供を支援するために新たなサブプロセッサを採用する場合、リコーは当該サブプロセッサと書面による契約を締結し、VCDPA に定められたプロセッサの適用要件をすべて遵守させるものとします。

3. 監査権

3.1 リコーは、お客様の合理的な間隔での書面による要求に応じて、データ処理契約の第 8.3-8.4 セクションに定めるとおり、(i)リコーが VCDPA に基づく義務を順守していることを証明するために合理的に必要な、自己が保有するすべての情報をお客様に提供するものとし、(ii)VCDPA に基づき要求される合理的な検査または監査を許可し、これに協力するものとします。

C. コロラド

1. 定義

1.1 本セクション C の目的において、以下の用語は、CPA において定められた意味を有するものとします。

「消費者」、「コントローラ」、「個人データ」、「処理」および「プロセッサー」。

1.2 データ処理契約における「データ対象者参照はすべて、CPA に定義される「消費者」への参照とみなされるものとします。

2. 義務

2.1 両当事者は、お客様がコントローラであり、リコーが CPA の目的上(適用される範囲で)プロセッサであることを認識し、これに同意します。

2.2 処理の性質、目的および期間、ならびに個人データの種類および消費者のカテゴリーは、本データ処理契約の別表 3 に記載されます。

2.3 リコーは、個人データの取扱いを行う者に対し、当該処理に関する秘密保持義務を負うことを要求するものとします。

2.4 リコーは、データ処理契約書第 8 条に基づき、リコーがクラウドサブスクリプション契約に基づきお客様にサービスを提供することを支援するために、新しいサブプロセッサを雇用するものとする。これには、(i)第 8 条に該当する当該契約についてお客様に通知し、データ処理契約に異議を申し立てる機会をお客様に提供すること、および(ii)サブプロセッサが CPA に定めるすべての適用される要件を遵守することを要求する書面による契約をサブプロセッサと締結すること、などが含まれるが、これらに制限されません。

2.5 リコーは、適切な技術的・組織的対策を講じる責任を負うものとします。お客様は、リスクに適切なレベルのセキュリティを確保するために、適切な技術的および組織的措置を実施する責任を負うものとします。

2.6 リコーは、お客様の書面による要求に応じて、データ処理契約書第 2.4 条に基づきお客様から提供されたすべての個人データを削除または返却するものとする。ただし、当該個人データの保持が法律またはデータ処理契約もしくは契約により要求または許可される場合はこの限りではありません。

3. 監査権

3.1 リコーは、お客様の書面による要請に応じて、合理的な間隔で、データ処理契約第 9.1 条に定めるとおり、(i)リコーが CPA に基づく義務を順守していることを証明するために合理的に必要な、自己が保有するすべての情報をお客様に提供し、(ii)CPA に基づき要求される、または許可される合理的な検査または監査を許可し、これに協力するものとします。

D. コネチカット

1. 定義

1.1 本セクション D の目的において、以下の用語は、CTDPA において定められた意味を有するものとします。

「消費者」、「コントローラ」、「個人データ」、「処理」および「プロセッサ」。

1.2 データ処理契約における「データ対象者参照はすべて、CTDPA に定義される「消費者」への参照とみなされるものとします。

2. 義務

2.1 両当事者は、お客様がコントローラであり、リコーが CTDPA の目的上(適用される範囲で)プロセッサであることを認識し、これに同意します。

2.2 処理の性質、目的および期間、ならびに個人データの種類および消費者のカテゴリーは、本データ処理契約の別紙 3 に記載されます。

2.3 リコーは、個人データの取扱いを行う者に対し、当該処理に関する秘密保持義務を負うことを要求するものとします。

2.4 リコーは、データ処理契約に定める手順に従って、リコーが本契約に基づきお客様に本サービスを提供することを支援するために、新しいサブプロセッサのみを従事させるものとします。これには、(i)第 8 条に定める手順に従って当該契約をお客様に通知し、お客様に異議を申し立てる機会を提供すること、および(ii)CTDPA に定めるすべての適用される要件を遵守することをサブプロセッサに要求する書面による契約をサブプロセッサと締結することが含まれるが、これに限定されません。

2.5 リコーは、お客様の書面による要求があった場合、データ処理契約書第 11.1 条に基づきお客様から提供されたすべての個人データを削除するものとします。ただし、当該個人データの保持が法律またはデータ処理契約書もしくは契約書により要求され、または許可される場合はこの限りではありません。

3. 監査権

3.1 リコーは、お客様の合理的な間隔での書面による要求に応じて、データ処理契約の第9.1条に従い、(i)リコーがCTDPAに基づく義務を順守していることを証明するために合理的に必要な、自己が保有するすべての情報をお客様に提供し、(ii)CTDPAに基づき要求される合理的な検査または監査を許可し、これに協力するものとします。

E. ユタ州

1. 定義

1.1 本セクション E の目的において、以下の用語は、UCPA において定められた意味を有するものとします。

1.2 「消費者」、「コントローラ」、「個人データ」、「処理」および「プロセッサ」。

1.3 データ処理契約における「データ対象者参照はすべて、UCPA に定義される「消費者」への参照とみなされるものとします。

2. 義務

2.1 リコー口座データおよびリコー使用データ(データ処理契約に定義される)に関する場合を除き、両当事者は、お客様がコントローラであり、リコーが UCPA の目的上(適用される範囲において)プロセッサであることを認識し、合意します。

2.2 「お客様個人データの処理」および両当事者の権利および義務に関する命令は、本「データ処理契約」および「契約」に記載されます。

2.3 処理の性質、目的および期間、ならびに個人データの種類および消費者のカテゴリーは、本データ処理契約の付別紙 3 に記載されます。

2.4 リコーは、個人データの取扱いを行う者に対し、当該処理に関する秘密保持義務を負うことを要求するものとします。

2.5 リコーは、UCPA に定めるすべての適用される要件を遵守することをサブプロセッサに要求する書面による契約をサブプロセッサと締結することを含むがこれに制限されない、データ処理契約の第 8 条に従い、本契約に基づきリコーがお客様にサービスを提供することを支援するために、新しいサブプロセッサのみを従事させるものとします。

F. ワシントン

1. 定義

1.1 本セクション F の目的において、以下の用語は、MHMDA において定められた意味を有するものとします。

1.2 「消費者の健康データ」、「プロセッサ」、「規制対象事業体」、「小規模事業体」および「プロセス」または「処理。

1.3 データ処理契約における「データ対象者参照はすべて、MHMDA に定義される「消費者」への参照とみなされるものとします。

2. 義務

2.1 両当事者は、リコーが MHMDA の目的上、(適用される範囲において)プロセッサであることを認識し、合意します。

2.2 リコーの「消費者健康データの処理」に関する「お客様」の指示、ならびに各当事者のそれぞれの権利および義務は、本データ処理契約およびクラウドサブスクリプション契約に記載されています。

2.3 「処理」の性質、目的、および期間、ならびに、「消費者の健康データ」の種類および「消費者」のカテゴリーは、本データ処理契約の別紙 3 に記載されています。

2.4 リコーは、適切な技術的・組織的対策を講じる責任を負うものとする。お客様は、リスクに適切なレベルのセキュリティを確保するために、適切な技術的および組織的措置を実施する責任を負うものとします。

2.5 リコーは、クラウドサブスクリプション契約または本データ処理契約の範囲外でお客様の指示に従わない場合、または消費者の健康データを処理しない場合、MHMDA に基づき、規制団体または小規模企業としてのすべての義務を負うことができることを認識します。

別紙 3 – RICOH SPACESの詳細データ処理

「処理」の内容–「クラウドサブスクリプション契約」および「文書」に明記される「RICOH SPACESプラットフォーム」および関連「サービス」

データ対象者カテゴリー	個人データの種類	処理の目的	サブプロセッサ	国際移転	処理期間
Ricoh Spacesプラットフォームの正規ユーザー	• ユーザーの連絡先情報(電子メールアドレス、名前、電話番号、ユーザーID など) • デスクの予約やチェックインなどのアプリの操作データ(チェックインの位置情報を含む場合があります)。 • ユーザーが提供する内容(ユーザーがリコーに直接連絡した場合のチャット、コメント、意見、電子メール、通話記録など) • ユーザー位置情報(機器のGPS位置情報) • ユーザーIPアドレス • デバイスのログファイル(各種ソフトウェアアプリケーションとオペレーティングシステム間のイベント、プロセス、メッセージ、および通信の記録)。 • ユーザーデバイスデータ(デバイスタイプ、デバイス識別番号、デバイスIPアドレス、デバイス電話番号、モバイルネットワーク、オペレーティングシステム、ブラウザー、ユーザーデバイス経由でRicoh Spacesプラットフォームに接続されたアプリケーションなど)。 • ユーザー使用データ(Ricoh Spacesプラットフォームへのアクセスの頻度、タイミング、期間、ユーザーがRicoh Spacesへのアクセスに複数のデバイスを使用しているかどうか、その他Ricoh Spacesプラットフォームで取られた措置) • ユーザー設定(通知とアラートの周波数)	以下を含む、Ricoh Spacesプラットフォームソリューションの完全な機能を提供すること • 個々のユーザーアカウントの認証 • アプリケーションの機能を動作させるため • ユーザーからの問題、懸念、問い合わせに対応するためのコミュニケーション • ユーザーアカウントに関する不正行為や疑わしい活動を監視、検知、調査するため • Ricoh Spacesプラットフォームの表示内容をユーザーに適した形に調整するため(例:提供されるコンテンツの言語設定や、近くのオフィスへのチェックイン機能) • Ricoh Spacesプラットフォームの使用状況や接続方法の情報を活用し、ユーザーのデバイス上での最適な体験を提供するため • ユーザーがRicoh Spacesプラットフォームの全機能を活用できるよう促進するため • Ricoh Spacesプラットフォームおよび事業の監視・改善、問題解決、新製品・サービスの開発に活用するため • Ricoh Spacesプラットフォームの全機能(アラートや通知を含む)をユーザーに提供するため	Ricoh Spacesプラットフォーム ソリューションの完全な機能を提供するために、当社はサブプロセッサを活用しており、お客様は以下のサブプロセッサの使用について一般的な承認を与えるものとします。 • クラウドホスティングプロバイダー • カスタマーサポートプラットフォームプロバイダー • アンケートおよびフィードバックプラットフォームプロバイダー サブプロセッサおよびその詳細については、こちらをご参照ください。	Ricoh Spacesプラットフォーム ソリューションの完全な機能を提供するために、当社は個人データを国際的に第三国のリコーグループ企業に移転する場合があります。 また、個人データをこちらに記載された地域の承認されたサブプロセッサに国際移転する場合があります。 英国、スイス、またはEEA(欧州経済領域)外への移転は、十分性認定または適切な保護措置(英国、スイス、EEAの標準契約条項など)に基づいて行われます。	リコーは、関連するサービスを提供している期間中、個人データを処理します。リコーは、サービスの終了後に個人データを削除します。